

部内限

基発第 0326003 号
平成 21 年 3 月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

当面のメンタルヘルス対策の具体的推進に当たっての留意事項について

メンタルヘルス対策については、平成 21 年 3 月 26 日付け基発第 0326002 号「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進について」(以下「推進通達」という。)により示したところであるが、その推進に当たっては、特に下記に留意されたい。

記

1 個別指導の実施について(推進通達第 2 の 1 (2) 関係)

(1) 重点対象

- ア [REDACTED]
- イ 重点事項(下記(2))に係る [REDACTED] のもの。
- ウ ア及びイのほか、 [REDACTED] 事業場を対象とすること。
この場合、 [REDACTED] し
て差し支えないこと。また、 [REDACTED]
[REDACTED] することとしても
差し支えないこと。

(2) 重点事項

個別指導の実施に当たっては、推進通達の第 3「事業場におけるメンタルヘルス対策の具体的推進事項」に示す事項について [REDACTED]

[REDACTED] 以下の事項を重点に指導等を行うこと。

- ア [REDACTED]
- イ [REDACTED]
- ウ [REDACTED]
- エ [REDACTED]
- オ [REDACTED]

(3) 個別指導を実施する上での留意点

ア 平成 20 年 3 月 7 日付け基発第 0307006 号「過重労働による健康障害防止のための総合対策」等に基づき、個別指導を行うに際しては、併せて [REDACTED] ものとする。

イ (1) の重点対象のウについては、 [REDACTED]
[REDACTED] した上で実施すること。

ウ (2)の重点事項について確認し、必要な指導を行うこと。この場合、必要に応じ、別紙1の指導文書例を活用すること。

エ (2)のウ [] については、[] について確認すること。

オ 指導等に当たっては、必要に応じ、別途配布予定のパフレットや厚生労働省ホームページ、開設予定のポータルサイトに掲載されている資料等を活用すること。

カ 全国の都道府県に設置されているメンタルヘルス対策支援センターでは、事業場の取組に対する支援を行うこととしていることから、[] を行うこと。

また、当該事業場に対しメンタルヘルス対策支援センターへ [] メンタルヘルス対策支援センターに対し別紙2を活用する等により、[] を行うこと。

メンタルヘルス対策支援センターでは、[] 事業場について

- ① [] に関する支援を行う。
 - ② [] を教示する。
 - ③ []
 - ④ [] する。
- に報告する。

こととしていること。

キ このほか、指導内容に応じて、推進通達第2の3「支援事業の活用等」に示す各種支援事業の活用を促すこと。

2 1の(1)の重点対象以外の事業場に対する取組について

1の(1)の重点対象以外の事業場については、[] を行うこと。

(1) 周知

説明会・集団指導の実施の際や窓口において例えば衛生管理者選任報告の受理を行う際等の機会を捉え、別途配布予定のパフレットや厚生労働省ホームページ、開設予定のポータルサイトに掲載されている資料等を活用し、周知を行うこと。

また、メンタルヘルス対策支援センターでは、事業場に対するメンタルヘルス対策の周知・啓発を目的とした説明会等を実施する予定であるので、例えば事業場に対し説明会等の開催を周知するなど、同センターとの連携に努めること。

(2) [] する際には、別途配布する予定のパフレットや厚生労働省ホームページ、今後開設する予定のポータルサイトに掲載されている資料等を活用し、1の(2)の重点事項の周知及びメンタルヘルス対策支援センターの活用等の教示等を行うこと。

3 精神障害等による業務上の疾病が発生した事業場に対する指導の実施について

(推進通達第2の1(3)関係)

精神障害等による業務上の疾病が発生した事業場に対し、
再発防止を目的とした指導等を実施すること。この場合に、
を行うこと。

4 関係行政機関との連携(推進通達第2の4(1)関係)

都道府県や市町村の地域保健主管課又は保健所等が運営する地域・職域連携協議会や自殺対策主管課が運営する自殺対策連絡協議会を始め、これら機関と接触する機会を活用し、職場におけるメンタルヘルス対策について、各種支援事業とともに情報提供を行い、周知等の協力依頼等を行うこと。

特に、自殺対策に関しては、平成21年1月30日付け基監発第0130001号、基安労発第0130001号「現下の経済情勢を踏まえた緊急の自殺予防対策について」に留意すること。

また、より積極的な連携として、以下に示すような取組例が考えられることから、関係行政機関と調整を図り、積極的に連携を図るよう努めること。

なお、その際、メンタルヘルス対策支援センターに対しても参画を促すこと。

- ア 啓発事業、セミナー、講演会等の共同開催
- イ 事業者、労働者や家族に対する個別相談会の共同開催
- ウ 関係機関とのネットワーク形成、相談機関のリスト化
- エ 事業場、労働者に対する実態調査等の実施

(事業者) あて

所 属
官 名
氏 名

メンタルヘルス対策の実施について

労働者のメンタルヘルスカを実施するため、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成 18 年健康保持増進のための指針公示第 3 号)に基づき、□内にレ印を付した事項について、改善等の措置を講じてください。

なお、改善等の状況については、 月 日までに報告してください。

記

□ 1 衛生委員会等における調査審議

衛生委員会等において、3 の「心の健康づくり計画」を始めとした「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること」(労働安全衛生規則第 22 条第 10 号)について、調査審議を行うこと。

常時 50 人未満の労働者を使用する事業場であつて、衛生委員会等が設けられていない場合には、労働安全衛生規則第 23 条の 2 に基づく関係労働者の意見を聴くための機会を利用して関係労働者の意見を聴取すること。

□ 2 事業場における実態の把握

衛生委員会等における調査審議に当たっては、あらかじめ、メンタルヘルス上の理由による休業者の有無、人数、休業日数等心の健康問題に係る事業場の実態を把握すること。

□ 3 「心の健康づくり計画」の策定

以下の内容を盛り込んだ「心の健康づくり計画」を策定すること。

- ① 事業者がメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
- ② 事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任
- ③ 教育研修の実施

□ 4 事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任

事業場のメンタルヘルスカの推進の実務を担当する「事業場内メンタルヘルス推進担当者」を、衛生管理者、衛生推進者、安全衛生推進者等から選任すること。

□ 5 教育研修の実施

事業場内においてメンタルヘルスカが適切に実施されるよう、以下の教育研修を実施すること。

- ア 労働者への教育研修
- イ 管理監督者への教育研修
- ウ 事業場内産業保健スタッフ等への教育研修

□ 6 その他【

】

(受領者)

事業場職名：
氏 名：

- メンタルヘルス対策支援センターの支援を希望する。
- メンタルヘルス対策支援センターに、その旨を連絡することに了解する。

別紙 2
(参考様式例)

(局・署名:)

[illegible]

- 注) 1 本様式は、[redacted]する目的であること。
- 2 本様式は、[redacted]するものであること。
- 3 備考欄には、[redacted]するものであること。
- なお、[redacted]があること。
- アイ
ウ
エ
オ [redacted]
- 4 本様式は参考様式につき、適宜、変更等して差し支えないこと。